

## 令和5年度第1回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

・日 時／令和5年5月17日（水） 午後2時～3時

・場 所／中町庁舎3階 31号室

・出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員  
事務局 荒木課長補佐、池田法制係長、大沼専門員

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

#### (1) 令和4年度に整理した公文書の廃棄について

○ 事務局より、前回（2/9）の委員会における事前審査を経た後、対象文書所管課へ廃棄して良いか最終確認した結果を反映した廃棄文書リストを作成、全27件、廃棄することを提案。

○ 事務局の説明について意見交換し、その内容は次のとおり。

#### <意見交換>

（中山委員）

これは検討済ということでよいか。

（事務局）

そのとおりである。

（田中委員長）

23番の「住民監査請求」関係の総務課にあった文書で、内容が二つあるが、昭和55年の新井田川河川改修の土地関係と平成4年の市民美術館整備基金積立、この2件が一つの簿冊に入っているということによいか。

（事務局）

そのとおり二つ入っている。これは監査請求のうち、監査がいろんな課に照会を出す、総務課に対して出した分だけの内容で、総務課として回答した住民監査請求関係綴りである。市としての見解等については、監査の方の文書として別にある。

（田中委員長）

了解した。他に意見が無ければ、事務局の提案通り廃棄を進めるということによろしいか。

<異議なし>

それでは、事務局の提案通り廃棄を進めるということをお願いする。

続いて、(2) 特定歴史公文書利用制度の実施状況について、事務局の説明をお願いします。

(2) 特定歴史公文書利用制度の実施状況について

○ 会議資料により事務局が説明し、質疑応答は次のとおり。

<質疑応答>

(中山委員)

2点伺いたい。1点目は、各総合支所（八幡・松山・平田）で現在作られている公文書について、どのような形で集約して、保管して、そして廃棄の俎上に載せていくのか、全体的な流れを伺いたい。

2点目は、特定歴史公文書がいろいろな1次利用として役に立っていくのが市史の編さんだと思う。少し市史編さんの動きを調べてみたところ、令和5年4月1日から市史編さん委員会条例が改正されて動き出すのかなと感じたが、特定歴史公文書の利用制度が始まったり、合併後しばらく時間も経ったので、この辺で酒田市としての流れがあるのかどうか伺いたい。

(事務局)

1点目については、各総合支所で現に保有している公文書、主に永年保存文書が多いが、30年を経過してあるものに関しては大沼専門員が現地に取りに行行って回収し、内容を確認して整理して、目録に入れて、中には歴史公文書に該当しない廃棄候補文書もある。それらが令和3年度から継続して大沼専門員の方で選別作業をしてきている。そして今、当委員会に廃棄してもよいかということで上がってきているのがそういう流れである。あとはこれが継続的に今後もずっと続いていくという流れである。

(中山委員)

1年保存程度のものは各総合支所で廃棄するという考え方でよいか。

(事務局)

1年以上の保存期間があるものは、当委員会で廃棄してよいか最終確認をすると条例で規定されている。今までは基本的に公文書は紙で保存されてきたが、今年度から文書管理システムが導入され、ほとんどの公文書が電子決裁に移行して、紙が出なくなってきている。そういったもの、システム的に1年以上保存期間を要するものについては、機械的にリストが出せるようになっているので、令和7年の今頃かもう一つ前の委員会の場にそのリストが出されて、委員の皆さまから最終確認をしてもらうことになる。

それにならない現行の紙ベースのものは、令和3年度から大沼専門員の方で回収、確認整理をして、特定歴史公文書扱い予定のもの及び廃棄候補予定のものとして、当委員会において確認してもらっているもので、同じようなやり方でさせてもらいたいと考えている。

(中山委員)

そうすると、令和7年度から我々委員がパソコンを見ながら、資料内容を見ながら確認をするといったイメージか。

(事務局)

紙もかなりの量になると思うし、あらかじめエクセルデータでは提供はできると考えている。それらでいろいろ検索はできると思うが、実際に出てきてみないとイメージがなかなかつかないのでは。

(中山委員)

大変ですね。了解した。

(事務局)

2点目の市史編さんの関係であるが、令和5年4月1日の条例改正については、部局替えである。教育委員会社会教育文化課から市長部局の企画部文化政策課に移ったということである。

市史編さんの動きとしては現在目立った動きはないが、令和6年度に文化資料館(仮称)が旧図書館跡地に入る予定であり、その中で市史編さん業務も担うことになっている。資料館と光丘文庫、公文書館、そして市史編さんの機能を入れていくこととしている。

(中山委員)

了解した。

(田中委員長)

情報公開や個人情報保護制度の実績については市広報に載せているが、この特定歴史公文書利用制度の実施状況についても載せるのか。

(事務局)

こちらの一覧についても、年一回状況を公表しなければならないと条例で規定されているので、利用状況の概要について、来月をめぐりに市ホームページで公表することになっている。

(相原委員)

国立公文書館や秋田県の大仙市アーカイブズなど他の公文書館の利用案内を見ると、カバンやコート、傘などを閲覧室に持ち込まないでくださいとか、備え付けの鉛筆を使ってくださいなどのルールを設けている。現在、資料館や光丘文庫では特にそういったルールは設けておらず、資料館では実際に来館者がペンなどを使う際に、注意をさせてもらう場合もある。資料保護の観点からも、今後の課題の一つとして検討してもらえれば。

(田中委員長)

そういう意味では、閲覧させる際に撮影してもいいというのはとても良いことだと思う。今はほとんどスマートフォンを持っていて写せるので。

(門松委員)

古い文書だと虫食いがあるので。虫食いのところが結構複雑にページとページが噛み合っているんで、無理やり開こうとすると全部切れてしまう。そこは開いては

いけないページがあるといった資料の扱いに関する注意みたいなものは、資料が出てくる時に一言あった方がいいかもしれない。

(中山委員)

私たちが光丘文庫で以前やっていたのは、本当に歴史的価値があるものについては、白手袋をお渡しして扱ってもらっていた。今回、こういう公文書について、いつの時代までのものをどうするか、ランク付けとか、価値付けとか、少し難しいと思うが、これからはその取扱いについても検討が必要となるのでは。

(相原委員)

劣化が進んでいる資料は、原本ではなくデジタル画像やマイクロフィルムで閲覧させているところもある。

(事務局)

本市でも施行規則の中で、劣化が著しいようなものは、あらかじめコピーをとって、それを閲覧させるというやり方になっている。

(田中委員長)

先ほども触れたが、撮影するのは良いと思う。例えば、美術品でも今結構、国立博物館や近代美術館でも撮影できる。酒田市の公文書についてもほとんど撮影してもいいのでは。先ほどあった個人情報等が特定されなければ。そうでないと広がらないと思う。

(事務局)

利用拡大を図るという点では、確かに膨大な量の特定歴史公文書をデジタルアーカイブにするのは予算的に到底無理なので、例えば、酒田大火だとか特徴的なものを、テーマを絞ってデジタルアーカイブにして公開したら、もっともっと利用が増えるのでは。予算的な措置も国の補助金等を活用するなどして。その辺も今後検討していけたらと考えている。

(田中委員長)

引き続き、利用が促進されることを願っている。それでは、続いて(3) その他について、事務局の説明をお願いします。

### (3) その他

- 事務局より、特定歴史公文書の目録の更新状況について会議資料により説明し、質疑応答は次のとおり。

#### <質疑応答>

(田中委員長)

特定歴史公文書は現在中町庁舎4階にあるが、現時点で何箱くらいあるのか。

(事務局)

1, 232箱ある。

### 4 その他

- 事務局より、次回の委員会の開催時期及び協議内容等について説明を行った。

### 5 閉 会